

平成30年7月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年7月12日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
委員 武藤 修吉
委員 遠藤 一幸
委員 高橋 明子
委員 荒明 美恵子
- 4 出席職員
教育部長 江花 一治
教育部参事 佐藤 健志
教育総務課長 大瀧 浩信
学校教育課長 坂口 伸
生涯学習課長 田部 一
文化課長 植村 泰徳
教育総務課長補佐 佐藤 裕市
学校教育課長補佐 瓜生 昭彦
生涯学習課長補佐 田中 勲
文化課長補佐 鈴木 宏康
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午前11時17分

平成 30 年 7 月教育委員会定例会

日 時 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 午前 10 時

会 場 第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告

(教育総務課) P 1

(2) 教育長の報告

報告第 11 号 共催、後援等の承認について

(教育総務課) P 2

6 審議事項

7 協議事項

協議事項 4 喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置の基本的な

進め方について

(学校教育課)

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

学校におけるブロック塀等の安全点検等について

(教育総務課) P 9

平成 30 年度教育委員「先進地視察研修」について

(教育総務課) P10

9 連絡事項

(1) 平成 30 年度教育委員会会議の開催日程 (案) について

(教育総務課) P11

10 閉 会

教育長 全員おそろいになりましたので、これより、平成30年7月教育委員会定例会を開催いたします。

開催時刻は午前9時59分をお願いいたします。

それでは、2番の会期の決定に移りますが、これについてお諮りをします。会期につきましては、本日1日としたいと思います。これにご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めます。会期については本日1日と決定いたします。

続いて、書記の指名についてお諮りをします。書記については、教育総務課課長補佐、佐藤裕市を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めます。それでは、書記には教育総務課、佐藤裕市総務課長補佐を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、会議録の承認について取り上げます。

前回の議事録についてであります。訂正事項がありましたら発言をお願いいたします。ありませんか。いいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、なしということですので、前回の議事録については特に訂正はないということですので、承認についてお諮りをいたします。前回の議事録については、提出のあったとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めますので、前回会議録については承認することといたします。

続いて、5番の報告事項について取り上げます。

今回の報告事項は、大きく2件ありますが、報告事項の説明に入る前に事務局から加筆、訂正等はありませんか。

教育総務課長 加筆、修正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、加筆、訂正はないということですので、報告事項の（1）行事等の報告について事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回、6月の定例会の翌日6月26日から本日までの行事等についての報告でございます。3件等の行事等がございました。日時、

行事名、開催場所、出席いただいた皆様については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。それでは、ただ今の行事等の報告に対しましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 なしということでありますので、お諮りをいたします。報告事項（１）行事等の報告について承認することにご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認め、報告事項（１）行事等の報告について承認することといたします。

 次に、報告事項（２）教育長の報告について、事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、共催及び後援の承認について説明させていただきますので、２ページをお開き願います。

 喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、６月の定例会以降でございますけれども、共催はございませんでした。後援のみ８件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第２条第３項の規定により報告するものでございます。それぞれの内容につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長 それでは、３ページをお開き願います。

 学校教育課後援につきまして２件ございます。

 ３ページ一番上、１番読書感想文コンクールについてであります。

 これは、応募資格小学校５、６年生以上、中学校３年生までということで、例年続けられておりますコンクールでございます。喜多方ロータリークラブが主催をしてございまして、課題図書は毎年このロータリークラブから各学校に若干冊の寄贈をいただいております、それを読んで感想文をお願いしますというような内容でございます。今年度は、司馬遼太郎作の「二十一世紀に生きる君たちへ」。これを読んで小学校５年生から中学校３年生までが応募するということでございます。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。なお、表彰式は１１月２５日の日曜日ということでございます。

続きまして、3 ページの一番下、5 番になります。

第55回喜多方市発明展。ご存じのとおり55年目を迎えます歴史ある発明展でございます。県展につながります。小、中、高校生を対象に、主催は喜多方市でございます。産業部商工課が担当でございます。9月3日から9月19日まで公募をしまして、10月4日、開催日、これは発明展が開催するのが6日でございますが、2日前の10月4日に表彰式を行う予定でございます。開催日以降につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管4件について申し上げます。

なお、事業名を申し上げまして、内容がご推察いただけると思われるものにつきましては説明を省略させていただきます。

後援ナンバーの2番でございます。

平成30年度サマーショートボランティアスクールでございます。これは、喜多方市社会福祉協議会が主催する事業でございます。市内の児童生徒を対象に福祉ボランティアの体験を通して福祉への理解を深めていただいて、地域福祉の向上を図ることを目的に開催しているものでございます。対象につきましては小学生から高校生までの児童生徒、全体で50人を対象にしたいというようなことでございます。

その内容でございますが、高齢者の疑似体験、障害者の疑似体験など、また音訳や点字の体験、AEDの講習会、福祉施設の訪問などが事業のメニューとしてあるところでございます。

その下、3番の第1回会津地区パークゴルフ交流大会でございますが、これは記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

番号6番、事業名黒坂黒太郎コカリナコンサートでございます。まず、コカリナと申します楽器でございますが、ハンガリーの木笛、木を使った笛でございます。それを改良したもので、子供から高齢者まで気軽に楽しめるコカリナを演奏したコンサートを通して音楽に親しんでもらうことが目的で開催をするということでございます。

なお、黒坂黒太郎さん、本名黒坂正文さんと申しますが、この方は長野県生まれの民俗学者でございます。コカリナ奏者、また、NHK交響楽団のメンバーにもなっておられる方ということでございます。

1つ飛びまして、番号8番、事業名子どもがふみだすふくしま

復興体験応援事業、会津 - 熊本「サムライ魂」でつなぐ子どもの絆でございますが、前段の子どもがふみだすふくしま復興体験応援事業というのは、福島県の教育委員会の補助事業のメニューでございます。この補助事業を使って行う取り組みということで、その内容につきましては、熊本の剣道をしている児童との剣道の交流。熊本城で会津や熊本の剣舞の披露などを通して、剣道の普及、児童剣士の強化と人間形成の支援、剣道を通じた児童の交流や地域活性化を目的に開催したいとするものでございまして、対象は小学校4年生から6年生までの児童10人以上を対象に熊本のほうで交流をしたいというような計画でございます。開催日等以下については記載のとおりでございます。

以上です。

文化課長

それでは、文化課所管分をご説明申し上げます。

まず、3ページ、4番になります。

第160回例会「ぼくはかいぞく！キャプテンブチャブチャ」という事業名でありますけれども、これにつきましては、記載のNPO法人が行う事業でありまして、実施については人形劇団あつけらかんというところの3名のキャストによる人形劇となっております。

なお、このNPO法人につきましては子供と大人が一緒に育ち合うことを目的に岩月の夢想館を活動拠点としている団体でありまして、年に4回から5回、今回のようなプロによる舞台、人形劇、音楽劇、マジックなどを喜多方プラザ等を会場に親子で鑑賞するものという内容になっております。開催日以降につきましては記載のとおりであります。

次に、4ページ真ん中になります、7番になります。

第46回福島県写真展であります。この中身につきましては、福島県在住または福島県出身者の方の応募された写真の作品を一堂に展示をするものでありまして、目的としましては福島県の写真文化の向上と発展を図るものという内容でございます。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいま8件の後援について事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、なしということでお諮りをいたします。報告事項（2）

の教育長の報告、報告第11号、共催、後援等の承認についてですが、このとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

続いて、7番の協議事項を取り上げます。

まず、協議事項に、ここに喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置の基本的な進め方とあるんですが、そこに入る前に事務局から加筆、訂正等ございましたらよろしく願いいたします。

教育総務課長

こちらについても、加筆、修正はございませんが、こちらにつきましても当日の配付となってしまうで大変申しわけございませんでした。なお、丁寧に説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

教育長

それでは、協議事項4、喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置の基本的な進め方についてを取り上げますので、事務局より説明を求めます。

学校教育課長

それでは、別紙、別冊となっていました、申しわけございません。小・中学校適正規模・適正配置の基本的な進め方のプリントをごらんいただきたいと思います。

今回、後ほどその他でご連絡申し上げますが、各地域との意見交換会、また各保護者の皆様、未就学児をお持ちの保護者の皆様との意見交換会が、いよいよこの7月下旬から始まります。これらいろいろなものが今進む段階におきまして、きちんとしたこの進め方を確認させていただきたいということ。我々部局としても進め方をきちんとしたものをつくって進めてまいりたいということから、このような案を提示させていただくわけでございます。

きのうまで、部局内で練り上げた内容でございます。当日の配付となったことを大変申しわけなく思います。お許しいただきたいと思います。

それでは、1枚目をごらんをいただきまして、1 はじめにというところでございます。こちらにつきましては、教育委員会として今後このようなことでということで、今までもご説明申し上げてきました子供たちにとってより望ましい学習環境を目指した教育的な視点で地域全体について検討を進めるものとするということ。また、地域の実情、保護者や地域住民の考え方、要望等を十分把握しながら丁寧な説明と議論を行い、地域住民の理解と協力を得て取り組みを進めてまいりますということ。2015年に文科省が示しました公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等

に関する手引き、また先進的な取り組みを実施している市町村の実態等を参考に検討を進めてまいり、このようなことを記載させていただきました。

それでは、2番以降につきましては読み上げたいと思います。ご確認をお願いしたいと思います。

2 基本的な考え方。

(1) 基本方針。保護者や地域住民等の意見・要望等を踏まえ、活力ある学校づくりに向けて教育委員会としての理念や基本的な考え方、方向性、取り組みの進め方等を整理し基本方針を策定する。

(2) 実施計画。基本方針を策定した後、その基本方針に基づき、地域の実情を踏まえながら、具体的な取り組みとその進め方、課題やその対応策等を検討し整理した上で実施計画（地域別に記載）を策定する。

大きい3番。基本方針及び実施計画策定の流れ。これは後ほど2枚目の基本的な流れでもご説明をさせていただきます。まずこちらのほうを読ませていただきます。

(1) 基本方針。基本方針の策定に当たっては、2017年度に実施したアンケート調査の結果、2018年度に実施する保護者や地域住民との意見交換会の結果等を参考にしながら案を作成し、パブリックコメントを経て決定する。

(2) 実施計画。実施計画の策定に当たっては、基本方針に基づき案を作成し、保護者や地域住民との協議を経て地域ごとに決定する。

なお、上記の基本方針、実施計画の検討に当たっては、喜多方市立小・中学校適正配置等庁内検討委員会での検討、総合教育会議での協議・調整を経て、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会に諮りながら進めていく、としたものでございます。

最後です。4 実施に当たっての考え方。

実施計画を決定した地域から、順に実施に移していく、としたものでございます。

今回、大きく教育部としてお示ししましたもので、重要なこととしては、今申し上げましたが基本方針をしっかりしたものを策定しますということ。その方針に基づいて、実施計画の案を地域別につくりながら、地域の皆さんと住民との協議を重ねて実施計画を策定し、決定した地域から順に実施に移していくと、こういった流れでございます。この流れを2ページ目に図式化し、図案

化し、お示し申し上げたところでございます。

昨年度は、地域説明会及びアンケートの実施ということでさせていただいたところです。これらを含めると6年間の長いスパンでの大まかな今後のスケジュール、進め方についてお示しをさせていただきました。先ほど1ページ目でお話をさせていただいたことが、2018年度以降の流れとなつてございます。意見交換会、これから7月末に行われますが、それら等を含め、また昨年度のアンケート結果を参考にしながら、この基本方針を策定していくんだと。

そして、この基本方針を受けまして実施計画案をお示しし、地域の皆様と協議を重ね、実施計画として策定をし、地域の皆様との協議が合意というのではないのですが、協議をうまく進め、実施計画が確定された場合には決定とともに2020年度以降実施に向けた細部の調整を図っていく。

また、協議の上、もう少し継続してお話し合いが必要であるという地域につきましては、協議の継続とともに、またその後決定次第、調整、実施、準備に取りかかるというような内容でございます。

大まかにでございますが、例えば決定をされた場合は、2021年度の欄でございます。実施の準備に向けましては議会の条例改正等、また県教委との協議等、これらにつきましては特に9月の末日までということで決まっております。それらを逆算してのこういう計画、スケジュールではございますが、それらを含め、最後の2022年度でお示ししてございますが、早ければこのあたりで実施可能かと。地域によっては前倒しも可能かということで、それらをお示しした基本方針、実施計画案を策定していきますというような今回の進め方の説明でございます。

以上でございます。

教育長

今、学校教育課長から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば。

高橋委員

委員の高橋です。

ただいまのご説明の中で、たびたび出てくる地域という単位のようなものについての質問なんです、最初のほうで地域での説明会といった場合には、今ある学校ごとのくくりがその地域なのかなというふうに理解しているのですが、だんだんその話し合いが進んでいくともう少し大きな地区での地域という使い方になるのではないかなというところがちょっとよくわかりませんの

で、ご説明をお願いいたします。

学校教育課長

委員おただしの件でございます。その地域につきましては、今おっしゃっていただきましたとおり、昨年度、地域別に説明会を設けました、中学校区と我々認識してやっております。これから保護者の皆様、地域住民の皆様と意見交換をやっていくわけですが、今回の地域別の皆様地域住民の方というのはこれは小学校区で入って17、正確には今後ほど出ますが16カ所が入ってまいります、今後の協議、話し合いの内容になりますと、今委員がおっしゃったように大きくなる地域として、あるいはこことここがというご意見が出た場合は小さな地域になることも考えられます。そういったような地域地域ということでの実施計画の例えば策定であり、あるいは我々の話し合いである、そのように動きが、地域の大きさが変わってまいるかと予想、認識しております。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

教育長

では、ほかに。委員の皆様からご質問だけでなく、ご意見等もあわせてここでお出し願えれば非常に助かります。

教育部参事

今ほどご質問のありました地域の考え方で、少し補足をさせていただきますと思います。

当然、今の段階、資料ですと単なる地域と協議をしますというその大ざっぱな言い方なので、実際協議をやるとなると相手方が必要になってきます。そういった組織をつくるか否か、どのような組織にさせていただくかというようなのも含めまして、その進め方という考え方で今後、今年度中に策定を考えております基本方針の中で整理をして、その部分、地域の考え方、その地域でその組織を構成していただくか否か、どのような組織にするかも含めて基本方針の中で定めていきたいと考えてございますので、その部分についても委員の皆様の方からもしろいろなご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長

今、参事から地域等についてのお話が出ました。基本方針の中には盛り込んでいきたいということではあるんですが、その意味でもいろいろな委員からの考えとかそういうものを聞かせていただければ、非常に基本方針を策定する上では助かる部分もありますので。よろしいですか。

高橋委員

高橋です。

先ほどからお話いただいているのは、基本的な進め方につい

てということだと思いますので、この方向でいろいろ準備をして
いただいて進んでいるところもあるわけなので、この方向でやっ
ていくということはよく理解ができました。

ただ、先ほど私が質問したことのように、地域というのでも進ん
でいく中で、形が、こちらの地域とこちらの地域というのが形が
変わりながら話し合いを進めていくこともあるし、お互いに一緒
に考えたりまた離れたりとか、いろいろな行ったり戻ったりとい
うようなそういう形も出てくると思いますので、その都度柔軟な
ご対応をお願いして。ということで、進め方については、私はこ
の方向でやっていっていただくということでいいと思います、と
いうか意見は特にございません。

教育長

ありがとうございます。確かに地域の考え方もそうだけれど
も、全体的にそうだけれども、やはりいろいろな考えを聞きなが
ら柔軟に考えていかないとまずいかなと思いますので。かつ慎重
にという部分もありますけれども。

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、一応基本的な進め方ということで先ほど説明があったよ
うな内容でこれから進めていくと。あわせて、この2ページにあ
るように、どうなんでしょう、思ったよりは長い期間がかかるの
か、または短いのかそれはわかりませんが、最低でもこのくらい
の期間がかかるよというふうないわゆる運びになってくるわけ
です。

このいわゆる予定に向けてというか、これに沿って教育委員会
としても全力を尽くしていきたいなと思いますし、時折こういう
ふうに月ごとに定例の教育委員会がありますので、そのたびにも
ご意見等を頂戴願えればというふうに思いますので、よろしくお
願いします。

では、この件についてはこれでよろしいでしょうか。（「はい」
の声あり）

では、改めてこの小・中学校適正規模・適正配置については、
きょう示されたような進め方をもって今後鋭意努力していくと
いうことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で協議事項については終わりたいと思います。
よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

よろしいですか。

続いて、8番のその他に入ります。

(1) 教育長及び各委員からということがありますが、まず事務局からここについてありますか。ないですね。

私からは特にございませんので、各委員からこの辺で何かありますか、その他で。よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、(2) 事務局からということで、2点ここに載っておりますが、事務局からまず最初に学校におけるブロック塀等の安全点検等について説明願います。

教育総務課長

では、学校におけるブロック塀等の安全点検等につきまして説明させていただきますので、9ページをお開き願います。

今回の安全点検につきましては、皆さんご存じだと思いますけれども、大阪府の北部を震源とする地震によりまして高槻市の小学校においてプールのブロック塀等が倒壊して、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受けまして、文部科学省のほうから点検項目、点検方法等について指示がございまして、それをもとに今回点検をさせていただきました。

1の点検項目でございすけれども、(1)として建築基準法施行令第61条または第62条の8の規定に基づく点検ということで、第61条といいますのは組み積みづくりといいます。例えば石などを積み上げた塀です。第62条の8というのがいわゆるコンクリートのブロック塀の規定でございす。

①番として塀の高さは2.2メートル以下とすること。②番として塀の厚さは10センチメートル以上とすること。③番の高さが1.2メートルを超える場合、控え壁があること。④としてコンクリートの基礎があること。

(2)番、これは法の規定ではないんですけれども、ブロック塀等の劣化・損傷の点検ということで⑤として塀に傾きやひび割れがないこと、というこの5項目につきまして教育委員会教育総務課のほうに建築士の資格を有している職員がございすので、その者を中心に各学校の点検をさせていただきました。

2の点検結果でございすけれども、小学校17校のうちブロック塀のある学校数として14校ございました。先ほどの5項目の点検項目に不適合の塀があった学校として1校ございました。不適合の内容でございすけれども、先ほどの③の塀の高さが1.2メートルを超える場合には控え壁があることとなっておりますけれども、控え壁があることはあったんですけれども、1箇所だけ欠損していたということでございす。この塀、長さが15メー

トルほどございまして、法によりますと3.4メートルごとに控え壁が必要になります。その控え壁があったんですが、その1箇所だけが欠損していたというそういう内容でございました。

この学校は姥堂小学校でございます。

中学校は7校ございまして、ブロック塀のある学校数が4。不適合はございませんでした。

3番目ですけれども、点検項目に不適合の塀に対する対応についてでございますけれども、これは速やかに修繕を実施しますという記載でございます。この姥堂小学校につきましては、国道に面しておりまして、修繕に際しましては道路使用許可というものが必要になりまして、これが約2週間ほどかかるということで、多分きょうかあすくらいにはおりると思うんですけれども、その許可がおり次第に修繕をしたいというふうに考えてございます。

中身につきましては、この姥堂小学校の壁が約2メートルございます。2メートルございますので、先ほど③の塀の高さが1.2メートルを超える場合、控え壁が必要となりますので、この控え壁が必要のない1.2メートル未満の高さまで削るというカットしてしまうというような、そういう修繕工事を考えております。

なお、このブロック塀は先ほど国道には面していると申しましたけれども、国道の反対側に通学路がございますので、ここは通学路には面してございません。しかし、保護者にはこの内容を通知してございます。児童にも安全教育を指導しまして、あわせて市民等が通行することも考慮をいたしまして、修繕が完了するまでの間、注意喚起の表示をしてございます。

なお、今後も定期的に安全点検を実施いたしまして、劣化、損傷が生じた場合には速やかに修繕してまいりたいと考えてございます。

4番目の通学路等につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長

今、ブロック塀関係について説明があったんですが、これについてご意見、ご質問等何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ただ、ああいう事故がこちらでは起きてほしくないし、あつては困るので、教育委員会としても全力を上げて調査し、早めの対応に心がけているところです。

続いて、もう1点。平成30年度教育委員先進地視察研修につい

教育総務課長

てということで、これも事務局から説明を求めます。

10ページをお開き願います。

平成30年度の喜多方市教育委員会教育委員の先進地視察研修。今回、案として提案させていただきたいと思います。前回までいろいろと教育委員の皆様にはご意見等いただきまして、どうもありがとうございました。日程につきましては、11月14日水曜日から15日木曜日の1泊2日を考えてございます。視察の場所でございますけれども、14日が須賀川市教育委員会におきまして小中一貫教育須賀川モデルの推進というような内容でご説明をいただいた後に、その具体例でございます須賀川市稲田学園、施設型小中一貫校としてことしの4月に開校したところでございます。ただ、須賀川市といたしましては平成27年度くらいからいろいろと検討を重ねていって、ことしその1校が開校したということで、その中身について視察をさせていただきたいと考えてございます。

15日でございますけれども、茨城県の笠間市の教育委員会におきまして、こちらについても小中一貫教育やコミュニティスクール等につきまして、教育委員会のほうから説明をいただきたいと考えております。笠間市におきましては、平成25年度に適正配置のほうを済ませておりまして、その後、こういった小中一貫教育などを進めているというような内容でございましたので、そちらについて説明をいただきたいと考えてございます。

その具体例として、学校名は笠間市立みなみ学園。こちらについては、施設分離型の義務教育学校ということで平成29年4月開校でございます。というふうな中で14日から15日にかけて1泊2日ということで事務局案として提案させていただきたいと思います。

委員の皆様からご意見をいただきました五百川スクール関係なんですけれども、まだちょっとなかなか内容が煮詰まっていないので、来年度以降だと大丈夫らしいというようなことで、あと戸田市につきましても西会津町との提携が6月28日に提携がなされたということで、こちらについてもできれば来年度以降のほうがいいかなという話をいただいておりますので、今回事務局案としてこのように提案させていただきますので、ご審議よろしく願いいたします。

教育長

今、事務局のほうから先進地の視察研修の内容について説明がありました。どうでしょうか、ご意見、ご質問があればお願いい

たします。時期的なもの、それから場所等ごらんいただきながら。よろしいですか。大体これにのっとった形でいいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、今事務局から示された、期日的には11月14から15日、水、木ということですが、須賀川市それから茨城県の笠間市というような部分での先進地の研修を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、その他を終わりたいと思います。

学校教育課長

記載ございませんでしたが、別紙をごらんいただきたいと思います。

適正規模・適正配置に関する保護者意見交換会実施要項ということで、いよいよ7月下旬より、このようなことで保護者意見交換会、それから地域意見交換会の日時、場所がようやく決定をいたしました。前回の定例会等でもご説明申し上げましたが、かたまり次第お知らせ申し上げますということで委員の皆様方にもお知らせを申し上げたいと思います。

なお、今回お近くの地元のところにもいろいろ我々も入ってまいります。特に地域の説明会につきましては、16カ所ということで熱塩・加納地区と一緒にというご要望でしたので、市内の17小学校区のうち16カ所で行わせていただきます。どちらでも結構でございます、委員の皆様にも足を運んでいただきまして、どうぞ意見等聞いていただければと思います。

以上でございます。

教育長

では、保護者並びに地域との意見交換会のほう、よろしく願いいたします。

では、その他のほう、これで閉じてよろしいですか。

それでは、9番の連絡事項に入ります。

最初に（1）平成30年度教育委員会会議の開催日程案についてということで、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長

それでは、最後のページ、11ページをお開き願います。

教育委員会会議の開催日程、30年度の案でございますけれども、今回10月18日の定例会のところに会場を会北中学校、括弧して熱塩加納学校給食共同調理場視察を含むということで、一応予定として入れさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

なお、会議時間等詳細につきましては、次回までにお知らせさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、もう一回につきまして、ただいま塩川小学校で児童数の増加に伴います教室の増室工事を実施してございますので、そちらの完成後の視察を含めて塩川小学校での開催というのを考えてございますが、今調整中でございますので、またこちらにつきましても次回の委員会でお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

表の下の部分でございますけれども、今後の日程の部分でございます。7月23日に福島県市町村教育委員会連絡協議会の会津ブロック研修会が南会津町の御蔵入交流館で開催されますので、委員の皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

なお、午前8時に出発したいと考えてございますので、5分前までに市役所のホール棟の1階のところにお集まりいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。今、内容的には2点、これからの教育委員会の会議の開催日、そしてちょっと場所についても触れられましたが、もう一点は会津ブロックの研修会ということで7月23日の件がありました。ここについて何かございましたらどうぞ。よろしいですか。

以上、あと連絡事項については、記載は(1)にある1点のみなんですが、他にございませんか。委員から特にございませんか。あと事務局側から何かございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、ないということですので、以上で平成30年7月の教育委員会定例会のほうを閉会としたいと思います。

閉会時刻は午前11時17分ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、お疲れさまでした。

閉会（午前11時17分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐